

(案)

長久手市議会録画映像配信業務運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市議会の定例会における一般質問（以下「一般質問」という。）の映像配信に関し、必要な事項を定める。

(配信内容)

第2条 配信する映像の内容は、本会議の一般質問とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、配信しない。

- (1) 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第115条第1項の規定により秘密会が開かれたとき。
- (2) その他議長が特別の理由があると認めたとき。

(配信の方法)

第3条 映像はインターネットにより配信する。

(映像の種類)

第4条 配信する映像の種類は、録画中継（撮影した後に、DVDの録画映像をインターネット配信業者に郵送し、映像の検索に必要な編集を加えた映像）とする。

(録画映像の配信)

第5条 録画映像は、平成23年第2回定例会から配信する。

2 録画映像は、一般質問最終日翌日から5営業日以内で配信する。

3 録画映像を配信する期間は、該当年及びその前年4年間配信する。~~なお、平成23年第2回定例会から配信するため、平成27年までは適用しない。~~
なお、令和3年第2回定例会から録画映像配信システム切替えのため、令和7年までは適用しない。

(録画映像の検索)

第6条 インターネットにより配信する録画中継は、次に掲げる方法により検索することができる。

- (1) 会議名検索
- (2) 発言者検索
- (3) 会派検索
- (4) フリーワード検索

(録画映像の改ざん防止)

第7条 録画映像の配信は、コピーガード機能を有するストリーミング配信とし、内容が改ざんされる恐れがないよう措置を講ずる。

(映像配信の中止等)

第8条 この要綱の規定にかかわらず、不測の事態、事故等が発生したときは、

映像を配信しないことができる。

- 2 発言の取り消しがあった場合は、録画の配信映像について必要な編集（取り消し部分の削除）を行う。

（著作権）

第9条 インターネット配信による一般質問の映像情報の著作権は、長久手市議会に帰属するものとし、その旨をホームページに明示する。

（映像の位置付け）

第10条 インターネット配信による一般質問の映像情報は、地方自治法及び長久手市議会会議規則（昭和48年5月11日議会規則第1号）に定める会議録ではない旨をホームページに明示する。

（委任）

第11条 この要綱の運用に関し、変更の必要が生じたときは、議会運営委員会において協議する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

タブレットを活用した議会の ICT 化（案）

1. 導入による効果及び必要性

①紙の削減

- ・紙資料の削減により書類の印刷、整理、保存にかかるコスト・労務の削減が図れる。
- ・ペーパーレス化による環境負荷の軽減が図れる。

②業務の効率化

- ・議案書等の多くの資料を簡便に持ち運べ、資料の検索が容易になる等、議会運営の効率化が図れる。

③迅速な情報共有

- ・庁舎外で市民への説明の際、タブレット利用により、資料を示した説明ができ、広報広聴活動の充実が図れる。
- ・災害時の安否確認等、危機管理体制の強化が図れる。

2. 導入する内容

議会として合意された範囲内で、情報共有システム・会議システム等を配付するタブレットで使用する。

※タブレット機種・端末仕様・導入方法（レンタル等）・通信容量・システム等については、議長チームにて検証

3. 活動範囲

議会活動・議員活動に限った範囲とし、セキュリティの確保も徹底する。端末とシステム使用料は、公費で負担する。
通信費は、議員負担とする。

4. 文書データの活用範囲

公開されている資料及び未公開資料も含める。

5. アプリ等

- ・標準で搭載されているアプリの他、無料オフィスアプリ、検索アプリ等
- ・タッチペン等の付属品の必要性

6. ペーパーレス化スケジュール

別紙のとおり（第14回議会改革特別委員会で配付）

7. 検証について

利用開始後、タブレット使用期間の中間くらいで、運用要綱等含め活用について検証する。